

◎新潟県告示第950号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 木沢相川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市川口武道窪字川内 449 番 1 から	新	9.0～22.0メートル	158.8メートル
同市川口武道窪字渡沢369番1まで	旧	9.0～22.0メートル	158.6メートル